

財政援助団体等監査結果報告

〔神戸電鉄・ミズノ運営共同事業体〕

神戸市監査委員	藤原武光
同	山本嘉彦
同	沖久正留

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した令和2年度財政援助団体等監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査の対象

神戸電鉄・ミズノ運営共同事業体（以下「指定管理者」という。）における神戸市からの公の施設の指定管理（北神戸田園スポーツ公園）に係る出納及びその他の事務で、主として令和元年度執行の事務

2 監査の期間

令和2年8月24日～令和3年3月16日

3 監査の方法

監査は、公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

なお、細川明子監査委員は、共同事業体による指定管理者の構成員である法人（美津濃株式会社）の社外取締役（監査等委員）の職にあることから、地方自治法第199条の2の規定により除斥となった。

4 事業の概要

(1) 北神戸田園スポーツ公園

北神戸田園スポーツ公園は、山陽自動車道「神戸JCT」の南側に隣接する田園地帯に残る里

山を整備した公園で平成 12 年 3 月に供用開始している。神戸三田国際公園都市の中心部に位置し土地区画整理事業により建設されたニュータウン群に隣接する一方、水稲やいちご栽培などが行われている田園地域に隣接しており、都市と農村の接点にある面積 35.7ha の総合公園である。

北神地区のスポーツレクリエーションの中心的施設であり、メイン球場「あじさいスタジアム北神戸」1 面とサブ球場 2 面をもつ、広域的なスポーツレクリエーション需要に対応できる施設である。トレーニングセンターや屋外観覧機能を有する体育館は、兵庫県の CSR 施設（文化・スポーツ・レクリエーション）として整備されている。他に、フットサルコートやスケートパークなど青少年が楽しめる施設も整備されている。

また、棚田や里山に残された良好な自然環境の保全と活用を図ることで、市民と自然や土とのふれあいを実現できる機能を有しており、都市と農村の人々が交流できる場を目指している。

所在地 神戸市北区有野町二郎字西山 938-44 他，八多町

施設概要

・面積 35.7ha（うち都市計画決定面積 33.9ha）

・主な施設

- ① あじさいスタジアム北神戸（メイン球場 1 面：センター122m，両翼 99 m，外野人工芝，内野黒土，観客席 3,000 人，ナイター照明，防球フェンス，管理棟，磁気反転式スコアボード），サブ球場（2 面：センター100 m，両翼 80 m トイレ棟あり）
- ② 体育館（アリーナ，スタジオ，トレーニングセンター），附属野外ステージ
- ③ スポーツ広場（フットサルコート，テニスコートバスケットその他可能，スケートパーク）
- ④ 多目的球技場（真砂土）
- ⑤ 一般園地（園路，エントランス広場，ウォーキングコース，遊具コーナー），駐車場，修景緑地，棚田，里山，芝生広場 等

(2) 指定管理者及び選定理由

① 指定管理者 神戸電鉄・ミズノ運営共同事業体

代表者 神戸電鉄株式会社

（その他の構成員） 美津濃株式会社，ミズノスポーツサービス株式会社

② 選定理由

「申請者に関する項目」，「事業運営に関する項目」，「管理コスト」の 3 項目について総合的に評価し，決定を行った。

(3) 指定期間 平成 30 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日（5 年間）

(4) 指定管理業務

指定管理者が行う主な業務は，施設の管理運営，公園の企画調整・利用活性化であり，業務量

の比較は第1表のとおりである。

第1表 業務量の比較

(単位 利用件数：件 比率：%)

項 目		令和元年度	平成30年度	対前年度 増減	対前年度 増減率
施設名	主要施設				
利 用 件 数					
野 球 場	「あじさいスタジアム」、サブ球場	1,297	1,145	152	13.3
体 育 館	アリーナ、スタジオ、トレーニングセンター	5,845	5,894	△49	△ 0.8
スポーツ広場	フットサルコート、スケートコート	1,280	1,125	155	13.8
多目的球技場	グラウンド	169	202	△33	△ 16.3
附 属 設 備	ナイター照明等	1,495	1,584	△89	△ 5.6

(5) 指定管理料等

指定管理業務に係る指定管理料等は第2表のとおりである。

第2表 指定管理料等の比較

(単位 金額：千円 比率：%)

	令和元年度	平成30年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
	金 額	金 額		
指 定 管 理 料	151,123	134,872	16,251	12.0
(うち修繕費) ※	37,065	23,072	13,993	60.6
使 用 料 収 入	23,227	23,305	△ 78	△ 0.3

※ 修繕費は施設の補修・小修繕に係るものであり、年度終了後精算している。
協定では、指定管理料のうち各年度7,000千円を修繕費としているが、令和元年度はトイレ改修費用として30,000千円が追加され、変更協定をおこなった。

(6) 指定管理者選定評価委員会による評価

指定管理者の管理運営に対する評価は、学識経験者や公認会計士等の専門家等で構成される指定管理者選定評価委員会で毎年度評価され、その結果は神戸市のホームページで公表されている。

今回の監査対象となった指定管理者の管理運営に対する令和元年度の総合評価は5段階評価(AAA, AA, A, B, C)のうち、AA(提案内容の達成度や過去実績との比較を踏まえて、概ね良好をやや上回る管理運営がなされている)となっており、その所見は「利用者の視点に立った維持管理により競技施設として高い品質を維持するとともに、運動施設の利用促進や各種スポーツ教室やトップアスリートによる子どもたちへの指導、トレーニング室における継続的なプログラム改善など本来目的としてのスポーツレクリエーション利用の活性化に努めている。また、地域連携、市民協働によるイベントを定着させ、多くの来園者を確保するとともに、里山レンジャーやJAXAから認定を受けた専門家等と自然環境や素材を取り入れたイベントを実施するなど公園利用の活性化にも注力している。さらに、園地管理面においては、専門家とボランティアが協働して植物管理の質の向上を図っている。今後も、地域との連携を図りながら、新たな取り

組みにより来園者層を拡大し、施設利用者の増加、サービス向上に取り組まれない。」となっている。

5 監査の結果

北神戸田園スポーツ公園の指定管理に係る出納その他の事務について監査した結果、条例、指定管理者協定書等に従っておおむね適正に管理運営されているものと認められたが、事務の一部について、下記のような改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

(1) 指摘事項

① 仕様書の内容どおりに施設管理を行うべきもの

北神戸田園スポーツ公園管理運営業務仕様書「6 運営内容 (8)維持管理,清掃,警備等 ②」では、施設の維持管理・清掃等に関し、応募要領「北神戸田園スポーツ公園維持管理業務仕様書」により、適切に管理を行うこととされている。

また、「北神戸田園スポーツ公園維持管理業務仕様書」Ⅱ章「3. 建物・設備等保全業務 (2) 業務内容 ②法定点検,定期点検及び保守業務」によると、「法定点検のうち公共建築物点検は、法及び要綱に基づき実施すること(要約)」とあり、(別紙1)においても建築は1回/3年、設備は1回/1年の周期で行うこととされている。

ここで、管理運営業務仕様書13に基づき提出される事業報告書(令和元年度)によると、「7. 施設の維持管理報告書 (1)施設管理,植栽管理,設備管理」の中で、「施設・設備管理業務については、別紙維持管理計画表のとおり実施し、施設管理責任者が確認したとされていたが、維持管理計画表のうち、設備等管理—公共建築物—公共建築物定期点検—設備(1回/1年)について指定管理者に点検結果の内容について確認したところ、指定管理者も、再委託先の専門業者においても法定点検に追加・改正されたとの認識が双方になく、行うべき点検の一部(防火設備点検)の点検漏れがあり、指定管理者はそれに気づかず事業報告書を提出したとのことであった。

指定管理者は、当該点検をもれなく実施したうえで、事業報告を行うべきである。

神戸市所管局は、指定管理者に対し、仕様書どおりの維持管理を行うよう指導するべきである。

② 備品の管理を適正に行うべきもの

北神戸田園スポーツ公園において、備品管理簿(備品台帳)を確認したところ、令和元年度中に登録された備品はなかったが、修繕費一覧を確認したところ、備品に該当すると思われる物品の購入があった。

<事例>購入された物品

9月23日 体育館防球フェンス更新

(防球フェンス (2×3m : トーエイライト B-3563) @44,042 (税込) ×2 台=88,084 円)

指定管理者に備品管理簿 (備品台帳) の記載方法について口頭で確認したところ、備品管理簿 (備品台帳) に記載した備品を買替した場合には、備品管理簿 (備品台帳) に記載した品名・数量に変更はないことから、備品の不用処分 (破棄)、買替に伴う記載等は行っていないとのことであった。

また、指定管理施設の神戸市に帰属する備品について、備品管理簿 (備品台帳) に記載されているが、備品番号票等で明示されておらず、帳簿との対照が困難で、備品の特定が行いづらい状況であった。

指定管理基本協定書によると、指定期間中に指定管理料で購入した管理備品のうち、施設利用もしくは管理の目的物となるものの帰属は神戸市、一般事務に資する事務用品等の帰属は指定管理者となっている。

また、管理運營業務仕様書によれば、神戸市に帰属する備品については、神戸市物品会計規則等に基づいて管理するとし、経年劣化等により、神戸市に帰属する備品を廃棄するときは、事前に神戸市の承認を得なければならないこと、指定管理者は新たに神戸市の所有となる備品を調達した場合、又は神戸市の承認を得て備品を処分した際は備品管理簿 (備品台帳) に記載し、備品を適正に管理することとしている。さらに、神戸市物品会計規則では「物品管理者は、その使用中の備品に備品番号票を付けて整理しなければならない。ただし、備品番号票を付けることができないとき、又は付けることが不相当なときは、備品番号票に準じて焼印、刻印、ペイント等により明示し、帳票との対照に便利なようにしなければならない。」と定めている。

指定管理者は、神戸市に帰属する備品については、同規則等に基づき管理し、必要な承認手続きを経て、不用処分 (廃棄)、及び購入の旨を備品管理簿 (備品台帳) に記載するべきである。

また、備品を容易に特定するため、帳簿との対照に便利になるよう、同規則等に基づき、備品番号票等で明示し、管理を行うべきである。

神戸市所管局は、指定管理施設の備品を定期的に点検するなど管理状況を確認するとともに、指定管理者が同規則等に沿った適正な備品管理を行うよう指導するべきである。

③ 指定管理業務に係る許可書等書類を共同事業体の名称を冠して作成するべきもの

指定管理者が発行した有料公園・有料公園施設使用許可書 (使用承認書兼領収書) 等の書類が「北神戸田園スポーツ公園園長 (若しくは「北神戸田園スポーツ公園」)」名で発行していた。

また、修繕費の対象である「北神戸田園スポーツ公園体育館他便所改修工事」発注に係る工事請負契約書の注文者名は指定管理者名を冠さず同公園園長名となっていたほか、事業報告書、月報・日報、使用料の納付書等の書類作成者名を指定管理者 (共同事業体) 名とするべきところ、代表企業である神戸電鉄株式会社 (以前の指定管理者名) となっていたものもあった。

神戸市の指定管理者制度における共同事業体については、制度全般に関する基準が整備され

ていないが、庁内の施設所管課向けのマニュアルである「公の施設の指定管理者制度運用マニュアル」では、「12.12.2 使用許可等を行う際の名義」で、「複数事業者が共同して指定管理者となる共同事業体形式をとる場合に、施設の使用許可等を行う際の名義については、指定に係る議案に記載されている指定管理者の名義（共同事業体名・代表団体名・代表者名を全て明記したもの）と一致している必要があります。共同事業体形式でない指定管理者においても同様ですので、ご注意ください。」とされている。

以上のことから、責任分担を明確にするためにも、指定管理者が行う許可時に発行する許可書等の書類については、指定管理者が共同事業体である場合には当該共同事業体の名称で作成すべきである。

また、神戸市所管局は、提出された書類や許可書の様式を確認するとともに、許可書等は指定管理者（共同事業体）の名義で発行するよう指導するべきである。

(2) 意見

① 施設の修繕及び補修の事前協議について

北神戸田園スポーツ公園管理運営業務仕様書「9 施設の修繕及び補修 (1)修繕 ②(a)」において、1件あたり500千円以上の修繕の場合、指定管理者は修繕の内容について事前に神戸市と協議を行い、その結果修繕を実施する場合は指定管理者の裁量にて行うこととなっており、指定管理者は「指定管理施設修繕協議書」により神戸市と事前協議を行っている。

令和元年度に実施したメイン球場防犯カメラ改修工事に関し、5月9日に修繕予定金額は約1,342,440円として事前協議は行っていたが、指定管理者から後日提出された見積書(6月11日提出)、請求書(7月26日提出)では、当該金額が1,931,040円に増額していた事例があった。しかしながら、特に変更の協議の事実は確認できず、変更内容も記載されていなかった。

指定管理者は、実施する修繕等が協議内容と大幅に異なる場合は、市との再協議を行ったうえで金額を変更されたい。

また、神戸市所管課は、修繕費の変更の協議を要する範囲を業務仕様書等で定めたい。指定管理者に遵守させるよう指導をされたい。

凡 例

- 1 文中及び表中で用いる数値は、原則として表示単位の一つ下の位以下を切り捨てている。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「0」及び「0.0」----- 該当数値はあるが、単位未満のもの。
対前年増減額及び率の場合は、零を含む。
 - 「-」----- 該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
 - 「ほぼ皆増」----- 増加率が1,000%以上のもの。
 - 「ほぼ皆減」----- 減少率が1,000%以上のもの。
- 4 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」及び「地方消費税」をいう。